

令和元年

第13回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和元年第13回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和元年8月22日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午前10時00分

4 閉 会 午前10時30分

5 出席者 教育長 米田 進

委員 岩佐 信宏

伊藤佐知子

大塚和歌子

伊勢 昌弘

6 説明のための出席者

教育次長 太田政和

教育次長 渡部克宏

総務課長 片村有希

高校教育課長 伊藤雅和

文化財保護室長 武藤祐浩

7 会議に付した事項

議案第41号 令和元年度施策評価の決定について

議案第42号 令和2年度秋田県立中学校教科用図書の採択結果について

議案第43号 秋田県指定有形文化財の指定の解除について

8 議決した事項

議案第41号 令和元年度施策評価の決定について

議案第42号 令和2年度秋田県立中学校教科用図書の採択結果について

議案第43号 秋田県指定有形文化財の指定の解除について

9 会議の要旨

【米田教育長】

ただいまから、令和元年第13回教育委員会会議を開催いたします。
お願いします。本日の議事録署名員は、3番大塚委員と、4番伊勢委員にお願いします。

【米田教育長】

はじめに、議案第41号「令和元年度施策評価の決定について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第41号「令和元年度施策評価の決定について」説明概要

- ・ 県政策評価委員会に8月9日に諮問したところ、評価結果の再検討を求めるという答申を受けた。同委員会の中では、具体的に施策6-5の評価等について見直すよう指摘があったことから当該箇所を修正の上再度提案するものである。
- ・ 施策6-5については、代表指標の定量的評価はaであるが、成果・業績指標の一つである市町村における統括コーディネーターの配置率が16%と低いことから、教育委員会では総合評価をBとしていた。
- ・ 政策評価委員会の中で統括コーディネーターに関する質疑があり、地域住民が統括コーディネーターを担っている割合で見ると16%だが、実際には市町村職員が果たしている場合もあり、それらを含めると配置率は9割程度であることが判明した。この事実から評価を引き下げてまでBにする必要はないのではないかという意見であった。
- ・ これを受け、定量的評価aを維持して総合評価をBからAに修正する案としている。
- ・ 総合評価の修正に伴い、施策6-5の評価調書の記述も修正している。統括コーディネーターに係る消極的な記述を肯定的なものに改めている。
- ・ 施策6-7については、「大幅に」という表現が大雑把だとの指摘を受けたため、「前年度に比べて49.7%伸びた」という表現に修正している。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

地域の方が統括コーディネーターとして動いていただくという観点だけで見るとパーセンテージは16%と低いのですが、実質的に各市町村において市町村職員も統括コーディネーターの役割を担っているということです。そのため、ネガティブに捉えなくてもよいのではないかと指摘を受けて、総合評価をBからAに修正しております。

【岩佐委員】

16%という評価もたまたまその切り口で出た評価で、実際は代表指標ではなくあくまで補助的な指標の一つだと考えると、Aという評価で正しいのではないかと考えます。

【米田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第41号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第41号を原案どおり可決します。

次に、議案第42号「令和2年度秋田県立中学校教科用図書の採択について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第42号「令和2年度秋田県立中学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・現在使用している教科書の変更を希望する学校はなし。来年度は新学習指導要領に準拠した教科書を新たに採択することになる。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

先ほど教科書の見本を見ました。1年だけ使う教科書ということですが、これから始まるプログラミング教育に関する記述は技術の部分に15頁記載があるだけでした。今後は教科横断的にプログラミング教育に取り組むということですが、次回採択する教科書には、この分野がどのように示されるのでしょうか。

【高校教育課長】

現段階ではまだはっきりとは分かりません。ただ、各教科の単元で示されたプログラミング教育と合わせて、文科省は単元に示されない部分でもプログラミング思考を活用した教育に取り組んでほしいとしています。実際に教科書に示されるかは不明ですが、各教科の中でプログラミング思考を伸ばすような取組を推進していく必要があると考えます。

【米田教育長】

この教科書をベースにして、いかに素晴らしい授業を展開するかがポイントとなるので、先生の手腕や子どもたちの積極的な学びに向かう姿勢が大切だろうと思います。

【米田教育長】

他にありませんか。なければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第42号「令和2年度秋田県立中学校教科用図書の採択について」を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第42号を原案どおり可決します。

次に、議案第43号「秋田県指定有形文化財の指定の解除について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第43号「秋田県指定有形文化財の指定の解除について」説明概要

- ・高森岱遺跡出土土偶の所有者の変更に伴い、所在地が県外になったことから、秋田県文化財保護条例第5条第1項の規定により、秋田県指定有形文化財の指定を解除するものである。
- ・指定解除の月日は公報の登載日となる。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

一度県指定有形文化財に指定されても個人所有の場合、売買は自由なのですか。

【文化財保護室長】

県の文化財保護条例第3条で個人の所有権を尊重しなければならないとしております。ただ、所有者の所在地を変更したり所有者に変更があったりした場合は県に届け出をすることになっております。

【大塚委員】

売買の金額はいくらくらいですか。

【文化財保護室長】

実際にいくらなのか金額は把握しておりません。

【米田教育長】

新しい東京の所有者が仮に秋田県に住むことになった場合は、どうなるのでしょうか。

【文化財保護室長】

そのときの状況によります。土偶に関しては、昭和35年の県指定が1件あります。他は出土

品として一括して指定されたものもありましたので、県内の状況を一定期間勘案しながら指定を進めてきています。発掘調査で出てきた場合にすぐに指定するというわけではありません。仮に秋田県に戻ってきた場合は、状況に応じて再度検討することになるかと思います。

【米田教育長】

所有権が県内の人が変わるという場合は再度指定となりますか。所有者本人が再度指定となるよう検討してほしいという意思表示を示す必要があるのですか。

【文化財保護室長】

所有者が申請する必要があります。申請後、文化財審議会に諮りながら再度指定になるか、検討することになるかと思えます。

【米田教育長】

この土偶の大きさはどれくらいですか。

【文化財保護室長】

34.5センチメートルです。

【伊藤委員】

この土偶には大型遮光器土偶、渦巻き模様等いろいろな特徴があるようですが、この土偶の素晴らしさを教えてください。

【文化財保護室長】

東京国立博物館にある土偶が有名ですが、渦巻き模様は縄文時代晩期に流行する模様です。年代を特定する模様になります。遮光器土偶については15センチメートルより小さい土偶は多くありますが、20センチメートルより大きい大型遮光器土偶はなかなかありません。土偶の使用方法にもよりますが、大型遮光器土偶は細かく壊されており、出土することは少ないです。県内ではこれよりも大きいものが1点ありますが、下半身は残っていません。同じサイズでは大仙市にもあります。それも県で指定しています。

【大塚委員】

もし家から土偶が出てきて県指定有形文化財に認定され、自分が所有することになったらメリットとそのことで負う責任は何でしょうか。

【文化財保護室長】

まずは管理義務という責任が生じます。メリットとしては、土偶の展示会や美術図録に掲載されることが挙げられます。発掘調査で出土した場合は警察の遺失物扱いとなりますので、発見者と土地所有者に権利が生じますし、公共の発掘調査で出土した出土品は県所有となりますので、そもそも個人で所有するケースは少ないです。勝手に発掘すると文化財保護法違反となります。

【米田教育長】

自分の土地で探しても違反になるのでしょうか。

【文化財保護室長】

自分の土地であっても壊す行為になってしまいますので違反になります。例えば農作業中にたまたま見つけた場合は違法にはなりません、昔のものをさがすために勝手に掘るという行為は手続きをしないまま壊すということになるため、文化財保護法違反となります。

【米田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第43号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第43号を原案どおり可決します。

【米田教育長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

なければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。